ロ　各小選挙区の平成三十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口（平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。）が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であって、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。

二　小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ　前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区

ロ　前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区

ハ　前号の基準に適合しない小選挙区

ニ　ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

4　新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

5　政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数）

第三条　新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区（以下この条において「比例選挙区」という。）の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項後段の規定の例により得られる議員数（以下この号において「新方式比例定数」という。）が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数（次号において「改正前比例定数」という。）より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位から第四順位までに該当する比例選挙区　新方式比例定数

二　前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区　改正前比例定数

（適用区分）

第四条　新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（不断の見直し）

第五条　この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条」に、「第二十条―第二十七条」を「第十九条―第四十一条」に、「第二十八条」を「第四十二条」に、「第二十九条―第四十一条」を「第四十三条―第五十七条」に、「第四十二条―第四十七条」を「第五十八条―第六十五条」に、「第四十八条」を「第六十六条―第六十八条」に改める。

第二条第六項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第三条第三項中「図るため」の下に「、当該抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第八条第二項第七号中「第二十条の二第一項」を「第二十条の三第一項」に、「第二十一条第一項」に改め、同項第九号中「第三条第四項に規定する措置」を「第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第二項中「市町村は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、第四章中同条を第十九条とし、第二十条の二を第二十条とする。

第五十条第一号中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十三条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第三号中「第四十条の二第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十九条中「第二十四条第六項」を「第三十八条第六項」に改め、同条を第六十七条とする。

第四十八条第一項中「第三十二条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条を第六十六条とする。

第七章中第四十七条を第六十五条とし、第四十六条を第六十四条とする。

第四十五条第一項中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十一条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の三第三項」を「第二十七条第三項」に改め、同条第三項中「第二十一条の六第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十一条の八第六項」を「第三十二条第六項」に、「第二十一条の七」を「第三十一条」に改め、同条を第六十三条とする。

第四十四条第一号中「第二十一条の六第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二号中「第三十二条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条第三号中「第三十四条第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条第四号中「第四十条」を「第五十五条」に改め、同条を第六十二条とする。

第四十三条を第六十一条とし、第四十二条の三を第六十条とし、第四十二条の二を第五十九条とし、第四十二条を第五十八条とする。

第六章中第四十一条を第五十七条とする。

第四十条の二第一項中「第三十四条の二第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十条を第五十五条とする。

第三十九条中「第三十四条（第六項」を「第四十八条（第五項」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十八条を第五十三条とする。